

高齢者が地域で安心して生活できる各種福祉サービスをご利用ください。

高齢者福祉サービス

☎長寿介護課 (☎983-2609)

高齢者のために

サービス名	対象者	内容	利用者負担
はり灸マッサージ治療費の助成	①70歳以上の人 ②要介護3以上または重度障がい者の同居介護者	申請することにより1回につき1,000円の割引が受けられる治療費助成券を年間6枚配布します。	割引後の治療費
寝具類クリーニング費用助成	所得税非課税世帯で、75歳以上の一人暮らし、75歳以上の高齢者のみの世帯または要介護3以上の人	1回の申請につき、5,000円を上限に、クリーニング費用の9割を助成します。申請は年度内2回までです。	費用の1割負担 ただし、5,000円を超える場合は、1割負担分の500円と5,000円を超えた金額
高齢者バス等利用助成	年度内(3月31日まで)に70歳以上になる高齢者	申請することにより、年間で100円分のバス等助成券30枚を配布します。	1乗車100円を超える場合は、超えた金額

一人暮らしや援助が必要な人のために

サービス名	対象者	内容	利用者負担
短期生活援助	一人暮らしの高齢者や高齢者世帯およびこれらに準ずる世帯(介護保険認定者を除く)の人	急な傷病により家事や身の回りの片づけの援助が必要な人に一時的にヘルパーを派遣します。 1回1時間、3カ月以内12回まで。	1回257円
緊急通報システム	所得税非課税世帯で、一人暮らしの高齢者や一方が寝たきりの高齢者世帯の人	緊急時に、電話やペンダントのボタンを押すと、消防署に通報が入ります。	電話料金
理美容サービス	寝たきりなどで理美容院に行くことが困難な高齢者	市と契約した理美容院が、自宅まで出張します。年間4回。	理美容代金
住宅用火災警報器設置	所得税非課税世帯で、一人暮らしの高齢者や一方が寝たきりの高齢者世帯の人	寝室など条例に定められた箇所に煙感知器を設置します。	無料
高齢者宅等図書配達	図書の借用・返却に他の人の協力を得られない65歳以上の高齢者や要介護3以上の人など	市立図書館の本の貸借の代行、宅配、あわせて安否確認を行います。	無料
自立者ショートステイ	家族が不在になる時に援助を必要とする高齢者(介護保険認定者を除く)	一時的に、特別養護老人ホームでお世話します。6カ月間で7日以内。	1日460円 食費・雑費自己負担。送迎代(片道)1,840円
給食サービス	安否確認が必要な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯およびこれらに準ずる世帯の人	安否確認を行いながら、昼食を自宅まで届けます。(年末年始を除く)	1食360円
ふれあいさわやか回収	要介護、要支援認定を受けた一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の人	家庭ごみを戸別回収し、希望者には安否確認を行います。	無料

街中ほっとサロン (☎973-4165)

高齢者やその家族などの健康や介護などの悩み相談、健康チェックなど無料でできます。お気軽にお越しください。

場 所	開館日時
中央町4-1 (市役所中央町別館東隣)	開館時間：月曜日～火曜日、木曜日～土曜日 午前9時～午後4時30分

高齢者を介護している人のために

高齢者を介護している家族の負担軽減と、要介護高齢者の在宅生活の継続を図るサービス

サービス名	対象者	内容	利用者負担
寝たきり老人等介護者手当	在宅の要介護3以上の高齢者を、6カ月以上継続して介護している同居の介護者	7月1日および1月1日を基準日として、その前6カ月以上の在宅介護者に対し50,000円を支給します。	※但し、この期間中1カ月に11日以上入院、入所(ショートステイ含む)をした場合は該当しません。
紙おむつの給付	所得税非課税世帯で、要介護1以上の在宅高齢者の同居介護者	9種類から1つ選択したものを、月1回業者が届けます。	1カ月500円以内
徘徊高齢者検索サービス	徘徊性のある在宅の高齢者およびその介護者	通信ネットワークを利用した徘徊検索装置により、位置情報を家族に提供します。	利用開始時経費の1割程度、そのほか実費

老人福祉センター【愛称名：いきいきシニア・ふれあいセンター】(☎971-0462)

健康で明るく生きがいのある生活を送るための、各種相談・健康の増進、教養の向上およびレクリエーションの場

対象者	利用時間	休館日	施設	利用料・交通手段
三島市に居住する60歳以上の市民(初めて利用される人は、身分を証明できるものをお持ちください。)	午前9時～午後4時	毎週日曜日(ただし第4日曜日は身体障がい者のため開館)、第4日曜日の翌日、祝日、年末年始	入浴施設、休憩場、ヘルストロム、ゲートボール場、クラブ活動(習字・大正琴・社交ダンス)、各種講座・健康相談など	利用料無料 毎週金曜日無料バス運行 田町駅前(9:20発) 市役所前(9:30発)

生きがい教室

心身の健康維持および教養の向上を図ることを目的に、おおむね60歳以上の介護を要しない人を対象として開設しています。趣味活動やレクリエーション、友人との交流を通して楽しみながら介護予防をしましょう。

会場	利用日時	利用者負担
東小学校生きがい教室 (☎981-3355 直通)	毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後3時まで (年末年始、祝日を除く)	教材費
南小学校生きがい教室 (☎976-0050 直通)		
西小学校生きがい教室 (☎981-9121 直通)		
中郷小学校生きがい教室 (☎983-2609 長寿介護課)	毎週月・水・金曜日 午前9時～正午 (祝日・長期休校日を除く)	
錦田小学校生きがい教室 (☎983-2609 長寿介護課)		
北上高齢者すこやかセンター (☎987-4422)	毎週月曜日～土曜日 午前10時～午後3時 (年末年始、祝日を除く)	

確定申告に必要な書類の配布・発行

介護が必要な人や、その人を扶養している人で、確定申告に次の証明が必要な場合はご相談ください。

介護が必要な高齢者の障がい者控除の認定書	障がい者手帳をお持ちでない65歳以上の要介護1～5の認定を受けている人を対象に、「障がい者控除対象者認定書」を発行します。
おむつ代の医療費控除のための「おむつ使用証明書」用紙の配布、および「おむつ使用の確認書」の発行	確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるために必要となる、「医師によるおむつ使用証明書」の用紙を配布しています。 なお、要介護認定を受けている人が、2年目以降のおむつ代の医療費控除を受ける時、一定の条件を満たしていれば「おむつ使用証明書」の代わりとして使える「おむつ使用の確認書」を長寿介護課で発行できる場合がありますのでご相談ください。

※いずれも無料。発行には数日かかります。